

## 龍ヶ崎市建設工事等現場代理人の常駐義務緩和措置に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市が発注する建設工事及び施設の維持管理等の業務委託（以下「建設工事等」という。）において、龍ヶ崎市契約規則第23条第1項に規定する「建設工事請負契約書」第10条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、技術者の少ない受注者の負担を軽減するため、その緩和措置に関する取扱いについて定めるものとする。

### (現場代理人の兼任条件)

第2条 龍ヶ崎市発注の建設工事等のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、現場代理人を兼任することができるものとする。

- (1) 兼任する建設工事等がいずれも公共事業（国又は地方公共団体発注の建設工事等を含む。）であり、建設工事等の現場が龍ヶ崎市内にあること。
- (2) 兼任は2件までとし、建設工事の場合は契約金額がそれぞれ4,500万円未満（相互に一体性が認められ、当初契約以外の契約が随意契約により締結された建設工事又は災害復旧を目的とした建設工事を除く。）であること。なお、施設の維持管理等の業務委託の場合は契約金額を問わないものとする。
- (3) 兼任する建設工事等の契約金額がいずれも龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱に規定する調査基準価格を下回るものでないこと。
- (4) 兼任する現場代理人を選任した直近の龍ヶ崎市発注の建設工事の工事成績が、65点未満でないこと。
- (5) 兼任する現場代理人の建設工事等の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督職員との連絡体制が確保されていると認められること。

### (現場代理人の兼任手続き)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任する場合は、契約締結時、現場代理人兼任届（様式第1号）に所定の事項を記載のうえ、財政課に届出なければならない。

2 前項の規定に基づく届出は、受理をもって承認したものとする。

### (契約変更の取扱)

第4条 市長は、現場代理人の兼任を承認した建設工事等において、契約変更により当該建設工事等の契約金額が第2条第2号に規定する額以上となった場合であっても、引き続き現場代理人の兼任を承認することができるものとする。

### (現場代理人の兼任の取消し等)

第5条 市長は、現場代理人を兼任することにより、建設工事等の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該建設工事等に係る現場代理人の兼任の取消し、工事成績への反映等、必要な措置を講ずることができるものとする。

- 2 前項の規定により現場代理人の兼任を取消した場合は、市長は、原則として、当該建設工事等において新たに選任する現場代理人の兼任を承認しないものとする。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

付 則

この要領は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和8年2月13日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

現場代理人兼任届

龍ヶ崎市長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

兼任を 行う 建設 工事等	件名		
	場所		
	履行期間		
	契約金額		
	概要		
	現場代理人	氏名	連絡先

上記建設工事等の現場代理人は、下記建設工事等の現場代理人と兼任するので届出します。  
なお、いずれの建設工事等の施工に当たっても、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。

既 契 約 建 設 工 事 等	件名		
	場所		
	履行期間		
	契約金額		
	概要		
	発注機関		監督職員氏名